第五号							
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	第二項	基準財政収入額	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令	地方自治法施行令第二百十条の十二第二項	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）	及び地方揮発油譲与税	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金

（平成三十一年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十三条　平成三十一年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方財政の特別措置に関する法律第十一条の地方財政の特別措置に関する法律第十七号）第八条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）から同条に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方財政の特別措置に関する法律第十一条の地方財政の特別措置に関する法律第十七号）第八条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）	及び航空機燃料譲与税	、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金				
第一号ロ	地方交付税法第十四条	合算額	合算額から特定交付見込額を控除した額	合算額	読替え後の地方交付税法第十四条	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	地方税法	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
第二号	同法第十四条	から	に特定交付見込額を加算した額から	から	同法第十四条	同条	読替え後の地方交付税法第十四条		

合算額	合算額から特定交付見込額を控除した額	
第三号		
同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	
同条	読替え後の地方交付税法第十四条	
及び石油ガス譲与税	、石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金	
第四号		
同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	
同条	読替え後の地方交付税法第十四条	
及び地方揮発油譲与税	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金	
第五号		
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令	
第二項	地方自治法施行令第二百十条の十二第二項	
基準財政収入額	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）	
及び地方揮発油譲与税	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金	

（平成三十二年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十四条　平成三十二年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方財政の特別措置に関する法律第十七号）第八条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方財政の特別措置に関する法律第十七号）第八条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）	から同条	に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条